

新潟県社会人サッカー連盟加盟要則新旧対照表 2024.4.1

新	旧
<p>(新規加盟登録)</p> <p>第1条 新潟県社会人サッカー連盟（以下「連盟」という）に新規加盟しようとするチームは、新規加盟登録申請書を連盟へ提出しなければならない。</p> <p>2 新規加盟登録申請書の提出は、原則毎年1月末日を締切りとする。</p> <p>3 理事会は、申請のあった新規加盟について、別に定める資格に基づき審査し、資格を満たすチームを、総会に上申する。</p> <p>4 総会は、理事会から上申されたチームの新規加盟について、議決を行う。</p>	<p>(新規加盟登録)</p> <p>第1条 新潟県社会人サッカー連盟（以下「連盟」という）に新規加盟しようとするチームは、新規加盟登録申請書を総務部へ提出しなければならない。</p> <p>2 新規加盟申請書の提出は、原則毎年1月末日を締切りとする。</p> <p>3 理事総会は、申請のあった新規加盟について、別に定める資格に基づき審査し、資格を満たすチームを、総会に上申する。</p> <p>4 総会は、理事総会から上申されたチームの新規加盟について、議決を行う。</p>
<p>(継続加盟登録)</p> <p>第2条 連盟に継続加盟しようとするチームは、継続加盟登録申請書を連盟へ提出しなければならない。</p> <p>2 継続加盟登録申請書の提出は、原則毎年1月末日を締切りとする。</p> <p>3 連盟は、必要な基準を満たしていれば、提出された継続申請書を受理しなければならない。</p>	<p>(継続加盟登録)</p> <p>第2条 連盟に継続加盟しようとするチームは、継続加盟登録申請書を総務部へ提出しなければならない。</p> <p>2 継続加盟申請書の提出は、原則として毎年1月末日を締切りとする。</p> <p>3 本連盟は、必要な基準を満たしていれば、提出された継続申請書を受理しなければならない。</p>
<p>(チーム受信先)</p> <p>第3条 チームは、受信連絡責任者を加盟登録申請に記載しなければならない。</p> <p>2 受信先を変更した場合は、連盟に報告しなければならない。</p>	<p>(チーム受信先)</p> <p>第3条 チームは、受信連絡責任者を申請しなければならない。</p> <p><del>2 新規又は継続加盟で、当連盟に申請した受信連絡責任者は、公益財団法人日本サッカー協会登録と同じでなければならない。</del></p> <p>3 受信先の変更は、県協会に申請し、認められた場合のみ変更できる。</p> <p><del>4 上記の変更及びその他の変更については、県協会に申請すると共に、当連盟総務部にも、その旨連絡しなければならない。</del></p>
<p>(各種事業への参加)</p> <p>第4条 連盟への登録手続きを完了することにより、連盟が主催する各種事業に原則参加できるものとする。</p>	<p>(各種事業への参加)</p> <p>第4条 連盟への登録手続きを完了することにより、本連盟が主催する各種事業に原則参加できるものとする。</p>

(その他)

第5条 チーム名の変更は、一般社団法人新潟県サッカー協会（以下「県協会」という）に申請し、認められなければならない。

- 2 連盟への新規加盟及び継続加盟の手続きは、総務部が行う。
- 3 年度途中での加盟は認めない。
- 4 再加盟は新規加盟扱いとし新規加盟登録申請書を提出する必要がある。
- 5 チーム同士の合併により新チームとなった場合は、存続チームを決めることで戦績を引き継ぎ、継続加盟とすることができる。但し、総会の承認を必要とする。
- 6 連盟より除名処分されたチームは、再び加盟することはできない。
- 7 次年度連盟から脱会しようとするチームは、継続加盟登録申請手続きの締切り日までに表明しなければならない。

附則

本要則は、平成 9年 3月30日より施行する。

平成18年 4月 1日改定

平成26年 4月 1日改定

令和 6年 4月 1日改定

(その他)

第5条 チーム名の変更は、一般社団法人新潟県サッカー協会（以下「県協会」という）に申請し、認められなければならない。

- 2 **当**連盟への新規加盟及び継続加盟の手続きは、総務部が行う。
- 3 年度途中での加盟は認めない。
- 4 再加盟は新規加盟とする。
- 5 チーム同士の合併により新チームとなった場合は、存続チームを決めることで戦績を引き継ぎ、継続加盟とすることができる。但し、総会の承認を必要とする。
- 6 **本**連盟より除名処分されたチームは、再び加盟することはできない。
- 7 次年度**本**連盟から脱会しようとするチームは、継続加盟申請手続きの締切り日までに表明しなければならない。

附則

本要則は、平成 9年 3月30日より施行する。

平成18年 4月 1日改定

平成26年 4月 1日改定